

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	高砂市 固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在市内に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に対し固定資産税を課税する事務を指し、都市計画税事務とは賦課期日現在市内の都市計画区域内に所在する固定資産(土地・家屋)の所有者に対し都市計画税を課税する事務を指す。 【固定資産課税台帳の整備事務】 適正な課税のために固定資産の現況を把握し、固定資産課税台帳を整備する。 土地・家屋については、法務局からの通知及び調査等により、償却資産については、申告及び調査等により現況を把握する。 転居等により所有者の住所が不明の場合は、送達場所の調査をする。 所有者が死亡している場合、事業所が閉鎖されている場合等は、納税通知のため現に所有する者の調査を行う。 【価格の決定事務】 固定資産評価基準等により固定資産を評価し、価格を決定する。 決定した価格を固定資産税台帳に登録する。 【縦覧帳簿の作成・縦覧事務】 縦覧帳簿を作成し、納税義務者へ縦覧する。 【当初賦課事務】 固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納税通知書等を作成し、納税義務者へ送付する。 【賦課更正事務】 当初賦課後に課税内容に修正があった場合、更正の賦課決定をして納税義務者に通知する。 【評価替事務】 3年毎に、固定資産評価額の適正化のために土地と家屋の評価を見直す。 【窓口事務】 申請に基づき、各種証明書発行を交付する。 納税義務者からの減免申請、届出等処理する。 他市町村等からの照会に回答する。
③システムの名称	1. 宛名システム 2. 固定資産税システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 審査システム(eLTAX) 6. 土地評価システム 7. 家屋評価システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という。) 第9条第1項 別表第一の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第48号 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 財務部 税務室 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 財務部 税務室 課税課 TEL 079－443－9016
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、必ず複数人で確認を実施するようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットに関しては、静脈認証により権限ユーザーを厳格に管理し、権限ユーザーにおいても使用の記録を台帳に記録し、管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 藤井秀人	資産税課長 松浦 征伸	事後	
平成29年4月27日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月27日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月23日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 松浦 征伸	資産税課長 中野 照久	事後	
平成30年4月24日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月25日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月23日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 中野 照久	資産税課長	事後	
令和1年5月23日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月23日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月23日	リスク対策		項目新設	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月28日	Ⅰ 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年7月28日	Ⅰ 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 財務部 税務室 資産税課	高砂市 財務部 税務室 課税課	事後	
令和3年7月28日	Ⅰ 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	資産税課長	課税課長	事後	
令和3年7月28日	Ⅰ 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高砂市 企画総務部 秘書広報公聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	
令和3年7月28日	Ⅰ 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	高砂市 財務部 税務室 資産税課	高砂市 財務部 税務室 課税課	事後	
令和3年7月28日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月28日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和5年7月11日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月11日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年12月11日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という。)第9条第1項別表第一の16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という。)第9条第1項別表第一の24の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和6年12月11日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月11日	I 関連情報 4..情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条第11号	2. 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第48号 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和6年12月11日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月11日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月11日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和6年12月11日	IV－8 入手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月11日	IV－11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による